

秋田県都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県都市計画審議会条例（昭和44年秋田県条例第39号）第8条の規定に基づき、秋田県都市計画地方審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(召集の通知)

第2条 会長は、審議会を召集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、会議の3日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。

(欠席)

第3条 委員、臨時委員及び専門委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(代理出席)

第4条 関係行政機関の職員である委員に支障があるときは、当該委員が委任する当該機関の職員が会議に出席し、議事に参与し、及び議決に加わることができる。

(議長)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて、意見を述べ、又は説明することができる。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員、臨時委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(公開)

第8条 審議会は、公開とする。ただし、委員及び臨時委員の発議により、出席した委員及び臨時委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第9条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 審議会の開催日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事の概要
- 四 その他審議会の経過に関する事項

2 前項の議事録には、会長が指名した2人の委員が署名押印するものとする。

(常務委員会)

第10条 常務委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- 一 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条に規定する都市計画の軽易な変更
- 二 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第4条の規定による住宅改良地区の指定
- 三 土地改良法（昭和24年法律第195号）第125条の2の規定による土地改良事業計画及びその変更に対する意見

2 第2条から前条までの規定は、常務委員会に準用する。

(事務局)

第11条 審議会の事務局は、建設交通部都市計画課に置く。

(雑則)

第12条 この規程に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和45年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、昭和49年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月9日から施行する。